

新型コロナウイルス関連
(ドバイ及び北部首長国の在留資格所持者のUAEへの入国)

令和2年10月19日
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- ドバイ及び北部首長国の在留資格(UAE residence Visa)を所持している方は、UAEのどの空港からも入国することができます。
- 日本人のオンアライバルビザを含む短期滞在の方は、ドバイ及び北部首長国の各空港から入国することができますが、アブダビ空港からの入国は認められていません。

【本文】

- 1 ドバイ及び北部首長国が発行したビザも含めて、有効なUAE residence Visaを所持している方は、UAEのどの空港からも入国することができます。
- 2 日本人のオンアライバルビザを含む短期滞在の方は、本年7月以降ドバイ空港から、9月下旬以降からは北部首長国の各空港から入国することができますが、現時点でアブダビ空港からの入国は認められていません。
- 3 日本人の皆さまのアブダビ空港からのUAE入国に関して、本日、在アラブ首長国連邦日本国大使館から領事メールが発出されています。ドバイ及び北部首長国に居住する方にも関係する情報ですので、ご参照いただきますようお願いいたします。

○在アラブ首長国連邦日本国大使館
(10月19日領事メール)

<https://www.uae.emb-japan.go.jp/Covid-19/ConsularE-mail1019.pdf>

(ホームページ)

https://www.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Covid-19.html

○エティハド航空HP

(ドバイ及び北部首長国居住者への案内)

https://www.etihad.com/en-ae/book/special-offers/promotion/dubai-and-northern-emirates-offers?CID=PPC-UAE-GOOGLE&clid=CjwKCAjwrKr8BRB_EiwA7eFapoBiTXf6BFUu_ojH12dR48rLFxmiQdtAIuImAhxZuQHhQq_C57pcRoCa60QAvD_BwE&gclid=aw.ds

在ドバイ日本国総領事館

電話 : +971-(0)4-293-8888 (日～木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00)

FAX : +971-(0)4-332-4474

所在地 : 28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

ホームページ : http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html
